

工事成績評定点における 指名停止について

公共工事の品質確保及び事業者の育成等の観点から、「小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領」を改正し、工事成績評定点による項目を追加しました。

これに伴い、本市が発注する工事において、工事成績評定の点数によっては、指名停止となる場合がありますので施工の際にはご留意願います。

なお、詳細は以下のとおりです。

1 対象工事

令和7年4月1日以降に公告（公表）し、工事成績評定を行う全ての工事

2 内容

措置要件	指名停止期間
工事成績評定点が以下の場合	
(1)50 点未満	3箇月
(2)50 点以上 55 点未満	1箇月
(3)55 点以上 65 点未満(1年以内に2回受けたとき)※1	1箇月

※1 完成検査日を基準に1年以内に2回受けた場合。

なお、工事成績評定点による指名停止を受けた場合、その期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、再度、当該措置要件に該当することとなったときは、指名停止期間が2倍となります。